

米兵による相次ぐ傷害事件及び米軍人・軍属による窃盗事件に対する意見書

令和 7 年 7 月 5 日午前 3 時 30 分頃、嘉手納基地所属米空軍二等兵(25 歳)が、沖縄市胡屋一丁目所在の駐車場にて、会社員の女性(20 代)を転倒させ馬乗りになり顔面を複数回殴るなどの暴行を加えたとして、同日午前 6 時 30 分に傷害事件の容疑で緊急逮捕されている。

また、令和 7 年 7 月 6 日午前 0 時 10 分頃、キャンプ・ハンセン所属米海兵隊一等兵(21 歳)が、沖縄市中央一丁目所在の飲食店路上に停車中であった普通乗用車の後部座席に乗り込み、運転中の会社員男性(40 歳)の首を両手で絞める等の暴行を加えたとして、同日 0 時 40 分に現行犯逮捕されたとの報告が沖縄防衛局よりあった。

今回の傷害被疑事件においては、未だ検察庁の取り調べ段階にあることは承知しているが、市内において相次いで傷害事件が発生し、市民から沖縄署へ通報があったこと、傷害被疑事件として緊急逮捕並びに現行犯逮捕されている事実から、県民への暴力行為は絶対に許されないものと考えており、大きな憤りを感じている。

さらに、令和 7 年 7 月 6 日午前 7 時 33 分頃、沖縄市上地一丁目所在の商業施設駐車場においてキャンプ・フォスター所属米海軍二等水兵(20 歳)が、オートバイ 1 台ほかを窃盗の容疑で現行犯逮捕されている。

さらには、令和 7 年 4 月 20 日 20 時 30 分～22 時 13 分頃、沖縄市登川所在ヤードから米軍人家族による車両窃盗事件の容疑で通常逮捕されている。これは、令和 7 年 6 月 25 日 13 時 04 分頃に邸宅侵入事件の容疑で現行犯逮捕された被疑者の再逮捕事案である。

2024 年沖縄県内で相次いだ米兵による女性暴行事件を受け、エマニュエル駐日米大使と在沖米軍トップ四軍調整官のロジャー・ターナー中將は、全軍の部隊にリバティー制度を導入するなどの対策を打ち出したが、酒気帯び運転や住居侵入、窃盗、傷害など米軍人・軍属の逮捕が相次ぐなど、綱紀粛正の不徹底から事件・事故が相次いでいると言わざるを得なく目に余る事態が続いている。

戦後 80 年が経過した今でも、日米地位協定に守られている米軍の特権意識が事件・事故を誘発していると言っても過言ではない。

よって、本市議会は、市民・県民の人権、生命、財産を守る立場から、相次ぐ米軍人・軍属による事件・事故に対し、厳重に抗議するとともに、関係機関に対して下記事項の実現を強く求める。

記

1. 米軍人・軍属、その家族への法令遵守のあり方を徹底し、県民が納得できる実効性のある再発防止策を講じること。さらに事件・事故を起こさぬよう米軍人・軍属への綱紀粛正の徹底を求めること。
2. 「日米地位協定」を抜本的に改正すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 8 月 14 日
沖 縄 市 議 会

宛 先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣